



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 60 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等建築形態制限の指定 (建 築 住 宅 課)

告 示

島根県告示第384号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第52条第 1 項第 6 号、第53条第 1 項第 6 号、第56条第 1 項第 2 号二及び別表第 3 の 5 の項(に)欄の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定め、平成16年 4 月 1 日から施行する。

その関係図面は、島根県土木部建築住宅課、隠岐支庁土木建築局及び土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

区 域	建築基準法第52条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	建築基準法第53条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	建築基準法第56条第 1 項第 2 号二の規定により定める数値	建築基準法別表第 3 の 5 の項(に)欄の規定により定める数値
都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域 (松江市及び出雲市の区域を除く。)	10分の20	10分の 7	2.5	1.5

